

第36回村上市農業委員会総会会議録

第36回村上市農業委員会総会を令和5年6月27日午後1時30分村上市民ふれあいセンター研修会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	阿部正一	2番	板垣栄一
3番	遠藤俊樹	4番	本間裕一
5番	佐藤健吉	6番	菅原隆雄
7番	佐藤昌夫	8番	遠山久夫
9番	本間サヨ子	10番	稲葉浩之
11番	斎藤博	12番	加藤孝平
13番	斎藤文夫	14番	石山章
15番	佐藤裕介	16番	船山寛
17番	大倉毅	18番	大野章
19番	村山美恵子	20番	富樫与志栄

1. 欠席委員は次のとおりである。

なし

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見書の交付について

議案第5号 村上市農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第6号 職員の任免について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	高橋雄大
事務局 次長	中村宣信
事務局 副参事	小田雄介
事務局 副参事	近藤和久
農林水産課 主査	星梓
農林水産課 主事	朝妻慧斗

○高橋局長

皆さん、ご苦労さまです。定例会を始める前に6月23日に人事異動が発表され、農業委員会職員の異動等がございましたので、お手元に議案第6号を追加議案として提出させていただきましたので、よろしくお願いたします。

それでは、ただいまから第36回村上市農業委員会総会を開催いたします。

最初に、本日の欠席委員の報告ですが、農業委員につきましては全員出席となっております。また、今回は合同会議ですので、農地利用最適化推進委員の方々にもご出席をいただいております。推進委員の方の欠席につきましては、14番の本間俊樹さん、18番の本間賢二さんから欠席の連絡を受けております。

また、本日の議案説明のために農林水産課農業振興室から星主査、朝妻主事の2名にも出席していただいておりますので、併せてご報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山会長）

挨拶（略）

○高橋局長

ありがとうございました。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いをいたします。

○議長（石山会長）

それでは、日程3の議事録署名委員選出についてお諮りいたします。議長に一任いただければ幸いです。いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山会長）

異議なしと認め、第36回村上市農業委員会総会議事録署名委員には議席番号19番、村山委員、議席番号20番、富樫委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山会長）

日程4の議題に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○小田副参事

それでは、ページめくっていただきまして、1ページ御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

今月は、贈与が1件、売買の案件が4件、合わせまして5件でございます。

それでは、番号1番の贈与案件からでございます。譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積611平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）。こちら現在の耕作者へ贈与をしたいものでございます。

それでは、番号2番からは売買の案件でございます。番号2番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田3筆、地積789平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号3番でございます。譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田9筆、畑3筆、地積合わせまして5,710平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価は合わせまして〇〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、3ページの下側になります。番号4番です。譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑7筆、地積が2,192平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

5ページ、番号5番になります。譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田3筆、地積954平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、場所の説明をいたします。ページをめくっていただきまして、6ページ御覧ください。こちら荒川地区の長政集落です。ちょうど胎内市との境付近でございます。ページ右側にJR羽越本線が走っており、左上側が長政集落でございます。集落の下側の胎内市とのちょうど境付近に三角形に太く囲った箇所がございます。こちらが議案第1号、番号1番の位置図でございます。

続きまして、右側、7ページ御覧ください。こちら村上地区の西興屋集落でございます。ページ左上側に三面川が流れております。ページの右側が朝日地区の古渡路集落でございます。ページ中央の西興屋集落の上側に3筆、太く囲ってございます。こちらが議案第1号、番号2番の位置図でございます。

ページをめくっていただきまして、8ページ御覧ください。こちら朝日地区の下新保集落でございます。ページの左側に日本海沿岸東北自動車道が走っておりまして、ページの上部に三面川が流れております。ページ右下側に下新保集落がございまして、集落と三面川の間に太く囲った各筆がございます。こちら議案第1号、番号3番の位置図でございます。

続きまして、右側、9ページ御覧ください。こちらも同じく朝日地区でございます。猿沢集落と檜原集落の境付近でございます。ページの中央を国道7号が斜めに走っておりまして、ページの右側が檜原集落でございます。国道の上部、上側に細く囲った6筆と、国道を挟みまして1筆ございます。こちらが議案第1号、番号4番の位置図でございます。

また、ページめくっていただきまして、10ページでございます。こちら山北地区でございます。

縮尺を大きくしておりますが、ページの上へ向かいますと塔下の集落でございます。下側へ向かいますと、荒川口の方面でございます。両集落の間を通る道がございます、少しカーブしているところ、こちら道路を挟んで3筆、太く囲ってございます。こちらが議案第1号、番号5番の位置図でございます。以上で場所の説明を終わります。

説明した5件につきまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山会長）

今ほど説明のあった件について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山会長）

しばらくなくないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山会長）

異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○中村次長

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

11ページを御覧いただきたいと思っております。今月は4件となっておりますが、番号1から3までが同一箇所となっております。また、4番につきましては、先月の案件でございます高速工事の関連の追加となっております。

それでは、11ページ上段の番号1から説明させていただきます。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地につきましては2筆、209平米、転用目的は住宅建築敷地、契約は売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円となっております。農地区分は第2種農地、備考としましては、申請者はこのたび住宅の建築を計画し、実家近くで探していたところ、利便性等から申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は集落内に位置し、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。木造2階建て1棟、建築面積94.18平米となっております。

続きまして、下段、番号2、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は番号1と同じとなっております。土地につきましては1筆、209平米、転用目的は1番と同じとなっております。以下、たまたま合計面積が一緒ですので、対価等も一緒なので、省略させていただきます。

続きまして、12ページ御覧いただきたいと思います。上段、番号3でございます。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人が番号1と同じとなっております。土地は1筆、72平米、転用目的は1と同じでございます。契約も売買で一緒でございます、対価が〇〇〇〇円、農地区分以下は番号1と同じですので、省略させていただきます。

続きまして、番号4、下段となっております。貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇、借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇でございます。土地につきましては1筆、469平米、転用目的は防音壁設置敷地となっております。契約は賃貸借、対価は〇〇〇〇円、農地区分は第2種農地、備考としましては、一時転用、利用期間としまして令和5年7月1日から8年の12月31日までの3年6か月となっております。全体面積は982.3平米、農地が469平米、その他、原野でございますけれど、3筆で513.3平米、関係者4名となっております。

続きまして、位置の説明をいたします。右側、13ページ御覧いただきたいと思います。図面中央に位置する集落が飯岡集落でございます、左方向に進むと国道7号、右方向へ進むと国道290となっております。図面下段を右から左に流れている川が百川でございます。図面中央に太線で囲まれているところが4筆ございます。こちらのほうが今回の申請地となっております。

続きまして、次のページ、14ページ御覧いただきたいと思います。番号4の案件でございます。図面中央を縦方向に通っているのが国道7号、その右隣を平行に通っているのがJR羽越本線となっております。その国道の左側にある集落が中浜集落となっており、図面下段中央に太線で囲まれているところが今回の申請地でございます、左側と右側に点線がございます。こちらが先月の案件の場所となっております。

説明は以上でございます。

○議長（石山会長）

それでは、転用に係る現地調査を実施していただいておりますので、議案番号1番から3番について報告を願います。

推進委員3番、齋藤委員。

○齋藤推進委員

3番、最適化推進委員の齋藤と申します。議案第2号、番号1から3について説明します。

今月の8日に、午前9時に神林支所に神林農業委員、推進委員、事務局から中村次長が集まりました。中村次長のほうから許可申請の概要説明がありまして、その後個々に現地を移動しました。現地では遠藤行政書士がおりまして、申請内容の詳細について聞き取りを行いました。土地の地目は田になっておりますけれども、申請地は耕作されておらず、草むらになっておりましたけれども、毎年草を数回刈っている様子でありました。また、申請地の両隣には育苗用のハウスが建っております。今後の予定ですが、この後30センチぐらいの盛土を行いまして、造成することでありました。生活雑排水、排水は集落内を通過しております下水道の本管につなぎ、雨水は敷

地内のためまずに集積した後、敷地脇の水路に流すということでありました。

隣接地の土地の所有者の理解を得ておりますし、周辺農地への影響はないという判断でありまして、委員全員許可すべきとの意見でありました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石山会長）

続いて、転用に係る現地調査の報告を議案番号4番について報告をお願いします。

12番、加藤委員。

○加藤委員

12番、加藤です。農地法第5条の転用の申請について、4番の現地を確認しましたので、報告いたします。

6月12日の月曜日、9時30分、山北支所に集合、中村次長さん、そして支所の富樫課長補佐さん、農業委員3名、推進委員1名の6名で説明を受け、現地のほうに向かいました。現地では、西松・加賀田JVの〇〇〇〇さんと温海温泉所長の館道さんの立会いの下、説明を受けました。工事に伴い、隣地が住宅に近いということから、防音壁設置が必要なため、農地を一時転用の申請です。周囲には耕作地がなく、周囲に及ぼす影響がないことから、委員全員許可してもよいとの判断でありました。皆様のご審議、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（石山会長）

それでは、議案第2号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山会長）

これもないようでありますので、議案第2号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山会長）

異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○小田副参事

それでは、15ページ御覧ください。議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてご説明いたします。

今月は、使用貸借が1件、賃貸借の設定が3件、合わせて4件でございます。その後、機構関係のご説明をさせていただきます。

それでは、番号1番の使用貸借の案件からご説明いたします。貸人、〇〇〇〇、相続人代表者、

〇〇〇〇ほか1名、借人、〇〇〇〇、地目、田2筆、953平米、期間は10年間、再設定となります。

続きまして、番号2番からが賃貸借の設定でございます。番号2番、番号1番と貸人は一緒でございます。貸人、〇〇〇〇、相続人代表者、〇〇〇〇ほか1名、借人、〇〇〇〇、地目、田3筆、面積が合わせまして3,039平米、期間は10年間、賃借料が10アール当たりコシヒカリ玄米90キロでございます。改良区費は貸人負担でございます。再設定の案件でございます。

以降、同ページの4番まで賃貸借権の設定案件でございます。

続きまして、機構案件を。

○近藤副参事

続きまして、16ページ御覧ください。ここからは農地中間管理事業による利用権の設定でございます。議案は、集積と配分を連続した番号で表示しておりますので、よろしく申し上げます。今回は、使用貸借6件、賃貸借10件、合計16件でございます。

それでは、番号5番、貸人、〇〇〇〇、借人、公益社団法人新潟県農林公社、土地の表示、〇〇〇〇、地目、田、地積1,064平米ほか3筆、計3,191平米、利用権等の種別が使用貸借による権利の設定になります。期間が20年、新規の農地中間管理事業となり、改良区費は貸人負担でございます。

続いて、番号6番、貸人、公益社団法人新潟県農林公社、借人、〇〇〇〇、内容については番号5番と同様でございます。

ここから次ページ、番号10番までが使用貸借の案件となっております。

続いて、同ページ、番号11番、貸人、〇〇〇〇、借人、公益社団法人新潟県農林公社、土地の表示、〇〇〇〇、地目、田、地積2,079平米、利用権等の種別が賃貸借の設定、期間が20年となっております。借賃が10アール当たり〇〇〇〇円、新規で、改良区費は借人負担でございます。

続いて、番号12番、貸人、公益社団法人新潟県農林公社、借人、農事組合法人アグリ村上、内容については番号11番と同様でございます。

ここから19ページ、番号20番までが農地中間管理事業による賃借権の案件となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山会長）

それでは、最初に議案番号3番、4番について審議いたしますので、議席番号11番、斎藤委員、議席番号12番、加藤委員、議席番号20番、富樫委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

（11番 斎藤 博君、12番 加藤孝平君、20番 富樫与志栄君退席）

○議長（石山会長）

それでは、議案番号3番、4番について質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山会長）

承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山会長)

異議なしと認め、議案番号3番、4番、承認することに決定いたしました。

(11番 斎藤 博君、12番 加藤孝平君、20番 富樫与志栄君着席)

○議長(石山会長)

議案番号3番、4番につき、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号5番から20番につき審議いたします。

議長である私が議事に参与できませんので、退席し、職務代理者に議長をお願いいたします。

(14番 石山 章君退席)

○板垣会長職務代理者

それでは、石山議長に代わりまして議長を務めさせていただきます。職務代理、板垣です。

では、議案第3号、番号5から20番までにつき審議いたします。質問のある方、お願いをいたします。ございませんか。

(何事か声あり)

○板垣会長職務代理者

すみません。ちょっと待ってください。

すみませんでした。大変お待たせいたしました。

ほかに退席が必要な方がいらっしゃいましたが、その方を除いて、5番から7番と9番から17番と19番と20番につき審議いたします。ご質問、ご意見ある方、お願いいたします。

(なしの声あり)

○板垣会長職務代理者

ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○板垣会長職務代理者

それでは、決定することにいたしました。

それでは、引き続き議案を進めますが、8番と18番、有限会社たてこしについて、船山委員、関係者でありますので、退席を願います。

(16番 船山 寛君退席)

○板垣会長職務代理者

それでは、8番と18番について審議いたします。ご意見、ご質問ある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

○板垣会長職務代理者

異議なしの声があります。それでは、承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○板垣会長職務代理者

決定いたしました。

(14番 石山 章君、16番 船山 寛君着席)

○板垣会長職務代理者

石山会長、有限会社たてこし事案決定することといたしました。

○議長(石山会長)

ただいま承認いただいた案件を除き、質疑に入ります。ご意見、ご質問ないでしょうか。

(なしの声あり)

○議長(石山会長)

ないようでありますので、議案第3号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山会長)

異議なしと認め、議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定については承認することに決定いたしました。

議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見書の交付についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○農林水産課星主査

ごめんください。農林水産課農業振興室の星と申します。座って失礼します。

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律が令和4年に改正されたことに伴いまして、県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の変更がありました。それに伴いまして、村上市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、農業経営基盤強化促進法第6条4項の規定に基づきまして農業委員会の皆様のご意見を伺うものです。

お手元のほうにA4の基本構想の変更についての用紙と、赤字見え消しをさせていただいております農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)ということで事前に配付させていただいております。そちらのほうを御覧ください。今回、基本事項ということで、新潟県は令和5年4月に農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針、以下基本方針ですが、こちらのほうを変更しました。そのため、村上市におきましても基本方針に即して農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、基本構想を一部変更いたします。なお、令和5年度以降に見込まれる国による担い手への集積目標の見直しに合わせ、県の基本方針における数値目標の見直しがなされることから、市の

基本構想についてもその時期に合わせて数値目標の見直しを行う予定です。ですので、今回は数値的な見直しはありません。今回の変更に係る概要は、以下のとおりとなっております。

1番、第1、農業経営基盤の強化の促進に関する目標ということで、基本構想案の1ページからになります。こちらのほうは、県の基本方針を基に文言を追加、修正させていただいております。細かいところは、事前に資料を配付させていただいておりますので、省略させていただきます。

2番、第3、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項ということで、こちらは基本構想案の16ページからになります。令和4年5月の基盤強化促進法の改正によりまして、基本構想において農業を担う者の確保、育成に関する記載事項が追加されたため、内容を改めて記載しておる箇所になります。全文追加になります。

3番、第4、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標等その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標、こちらのほうは基本構想案の17ページからになります。こちらのほうは、人・農地プランから地域計画への移行に伴い、協議の場の設置等の内容を追加しております。農用地利用集積計画の作成などにつきましては、基盤強化促進法の経過措置の期間の間、こちらの基本構想の内容は修正せず、そのまま記載となっております。

4番、その他ということで基本構想案の各ページになりますが、全体的な文言の修正、県の基本方針と合わせて一部変更しております。また、「JAにいがた岩船・JAかみはやし」というふうな記載がある箇所につきましては、農協が合併を控えているということで、そちらのほうは「農業協同組合」という表示に変更させていただいております。

先ほど私、数値的な見直しは今回しないというふうにお伝えしましたが、19ページのほうを御覧ください。こちらのほうの効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標というところ、数値のほうをこの箇所だけ変更させていただいております。現在の数値にかけ離れた数字が入っておりましたので、この部分だけ今現在の認定農業者数に合わせる形で目標の数値を変更しています。組織経営体数を1割増加するような目標、それに合わせて個別経営体が減るとような数値をこちらのほうに一部変更させていただいております。

今回皆様にご説明させていただきまして、ご意見をいただきまして、そちらを参考にこの基本構想のほうをまた改めて修正しまして、7月には県との協議に入ります。県の協議が終わりますと、9月に変更という流れになっておりますので、ご意見のほうよろしく願います。

以上です。

○議長（石山会長）

それでは、議案第4号についてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（石山会長）

特にないようでありますので、議案第4号については、村上市農業経営基盤強化の促進に関する

基本的な構想の変更に対する意見は特になくありますので、意見なしということで報告をいたします。

それでは次に、議案第5号 村上市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。事務局、説明してください。

○高橋局長

それでは、議案第5号 村上市農地利用最適化推進委員の委嘱について説明いたします。

皆さんのお手元のところに、左上のほうに令和5年6月19日で受付をしております村上市農地利用最適化推進委員候補者の評価結果について（報告）についてがお手元にあると思います。そちらのほうを御覧になってください。ございませんか。お手元がない方、ございませんか。よろしいでしょうか。

推進委員については、令和5年5月15日から令和5年6月の14日の期間、募集を行い、応募者19名の応募がありました。6月15日付で応募者の刑罰等の状況を確認し、該当者はありませんでしたので、6月19日、神林支所で村上市農地利用最適化推進委員候補者評価委員10名により、村上市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、村上市農業委員会が定めた評価基準に基づき、候補者19名について評価を行わせていただきました。評価結果につきましては、お手元にあります村上市農地利用最適化推進委員候補者の評価結果について（報告）にあります。めくっていただくと、村上市農地利用最適化推進委員候補者の評価により、別紙の村上市農地利用最適化推進委員候補者の評価結果のとおり、村上地区定数3名、荒川地区定数3名、神林地区定数5名、朝日地区定数6名、山北地区定数2名の合計19名について適任であると判断し、同日付で佐藤評価委員長より農業委員会、石山会長へ報告されました。つきましては、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、最適化推進委員の委嘱について農業委員会の承認を求めるものです。よろしく願いいたします。

○議長（石山会長）

それでは、議案第5号につき質疑に入ります。

推進委員3番、齋藤委員。

○齋藤推進委員

推進委員3番の齋藤です。今回私も評価していただきまして、ありがとうございます。その評価項目のことですけれども、その他という欄がありますが、ここのチェックされている方、丸の方がいらっしゃるんですけれども、その他の内容というのを差し支えない範囲で教えてください。

○高橋局長

皆さんのお手元の今のこの一番後ろになります。評価基準というのを載せてあります。現在の評価基準の項目としまして5つございます。その他については、地域または団体からの推薦があった者ということで、推薦を受けた者についてはそこに丸がつくという評価になりますので、その他に

については他から推薦を受けた方に丸がついているものです。

以上です。

○議長（石山会長）

ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山会長）

ご意見ないようでありますので、議案第5号については承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山会長）

異議なしと認め、議案第5号 村上市農地利用最適化推進委員の委嘱については原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第6号 職員の任免についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○高橋局長

議案第6号 職員の任免についてでございます。皆様のお手元に追加でお配りしました、職員の任免についてということでA4横の議案書を御覧ください。

先般6月23日に7月1日付の職員の人事異動の内示がございました。内示に基づき、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、下記職員の任免について当委員会の同意を求めらるものでございます。

それでは、任免について説明いたします。1番、免ずる職員、主査、天井美紀、令和5年7月1日付、異動先は朝日支所地域振興課でございます。

次に、2番、任命する職員、主査、鬼原典子、令和5年7月1日付、朝日支所地域振興課から参ります。

以上でございます。ご承認をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（石山会長）

それでは、議案第6号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山会長）

議案第6号を承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山会長）

異議なしと認め、議案第6号 職員の任免については原案のとおり承認することに決定いたしま

した。

その他について、皆様方から議案に。

(発言する者なし)

○議長（石山会長）

それでは、2時30分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時15分～午後2時30分

・協議、連絡事項ほか

時に午後3時00分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和5年6月27日

村上市農業委員会
会 長

同議事録署名委員
委 員
委 員